

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第3回定例会議
開 催 年 月 日	令和8年1月27日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時00分 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室3
議 長 等 の 氏 名	会 長 中村 和彦
出 席 者	副 会 長 福島 裕敏
	委 員 大里 絢子
	委 員 鍋島 正明
欠 席 者	委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	学校教育推進監 福田 真実 学校指導課長 工藤 利彦 教育センター所長 前田 清幸 学校指導課長補佐 斉藤 雅子 学校指導課指導主事 齋藤 貢一
会 議 の 議 題	(1) 令和7年度4～12月までの「いじめ」に関する状況報告 (2) 今年度の総括
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 令和7年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・資料2 令和7年度（4～12月）学年別いじめの認知件数及び指導人数 ・資料3 令和7年度いじめに係る報告書の状況（4～12月） ・資料4 SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について（令和8年1月14日文科科学省）
会 議 内 容  ( 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 )	(議長) 「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことよろしいか。 (異議なし) (議長)

初めに、「令和7年度4月から12月までの『いじめ』に関する状況報告」及び「今年度の総括」について、まとめて説明をお願いします。

(事務局)

令和7年度4月から12月までの「いじめ」に関する状況についての報告及び今年度の総括について説明する。

小学校における認知件数及び指導人数は、6年生が最も多く、学年が上がるにつれて増加し、特に3年生、いわゆる「9歳の壁」に当たる時期から大幅に増加している。中学校では1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少する傾向がみられる。小学校はクラス替え、中学校は入学という新たな環境の中で人間関係を構築する際の不安やストレスが背景にあるものと捉えている。

いじめの態様については、小・中学校ともに昨年度と同様の傾向にあり、「言葉による暴力」が多い。次点は「暴力行為」であり、怒りの感情をうまくコントロールできない児童生徒が増加していると捉えている。

「発見のきっかけ」については、被害の保護者からの訴えや相談が最も多く、次いで本人からの訴えが多くなっている。学級担任による認知や他の職員、養護教諭による認知も増加しており、チームで早期に対応する体制が構築されていると捉えている。

「解消状況」については、小・中学校ともに7割を超え、3か月を経過し、指導・支援を継続しているケースについても、ほぼ再発は無い状態である。

教育委員会では、これまでも、いじめの疑いの段階からの積極的な認知・早期の対応を依頼しており、認知件数の増加から分かるように、積極的に認知し、報告してもらっている。一方で全く報告の無い学校もあり、学校間における認識の違いも感じている。

全国的な「生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散」の報道を受け、文部科学省は、見過ごされている暴力行為やいじめの有無について、今年度中に改めて確認し、犯罪行為に該当することを指導、併せて情報モラル教育の実施についても通知する方向である。教育委員会としても、この機会を生かし、いじめの対応等について周知・依頼することとしている。

令和7年度はいじめを含む生徒指導上の諸課題に関する傾向として、小学校は発達障がいや愛着障害、教師への反発等に起因するもの、中学校においては、SNSを介し、学校や、学年の垣根を超えた不特性多数のつながりから非行に至る事案が増加している。

不登校についても国と同様に増加傾向にあり、喫緊の課題である。

今年度の相談等の傾向として、保護者から学校の指導に関して紙面による回答を求めるケースが増加している。他に、面談時にボイスレコー

ダーによる録音、または子どもにボイスレコーダーを持たせたいといった要望も増えており、我々も対応に苦慮することがある。今後も、そのような要望があるものと想定し、対応していくつもりである。

教育委員会としては、いじめの対応について機を逃さずに指導することはもちろん、未然防止の観点から、授業づくりと集団づくりを基盤とした共感的な人間関係の育成と、安全・安心な風土の醸成を図ることを引き続き推進していく。

(議長)

ただ今の説明に対して、質問や意見はないか。

(委員)

SNSが関係する事案や性的な内容を含む態様が目立ってきているように見える。

(事務局)

SNSが関係する事案、性的な内容に関する事案ともに増加している。パソコンや携帯電話を使用した事案は昨年から増え始め、横ばい状態である。嫌なことや恥ずかしいことをされたりさせられたりする中には、性的なものも含まれており、昨年度と比べても増加している。

(委員)

性的なもの、わいせつ系は犯罪になり得る。年齢の低いうちから、しっかり指導することが重要である。

(事務局)

小学生の低学年がズボンを下げるなどといった行為に加え、1人1台端末を使って撮影するなど、いじめの態様が複雑になったものもある。また、携帯電話で撮影した画像がSNSを使って拡散されるなど、学校の指導だけでは手に負えず、警察に相談する場合もある。

(委員)

人権に関わる問題であり、小さな頃からやってはいけないこととして指導することが必要である。SNSによる拡散によって二次被害へつながることも予想される。

(委員)

特別支援学級の児童生徒が関係する事案はやはり多いと感じる。人権に関わるため、一概には言えないが、関わり合いの中で起こっていると思われる。継続して注視すべきと感じる。

(委員)

昨年度のいじめを思い出してトラブルになったという事案について説明してほしい。他市でも、過去のいじめが後に更なるトラブルにつながり、当事者の卒業などで対応が難しいケースがあると聞く。

(事務局)

本件は、実際にその場で起きた事案である。昨年度のいじめの被害生

徒親子が進学に係る面談を行った際、登校に影響が出たことが話題となった。当時のことを思い出した矢先に、次の面談者として加害生徒の親子が来校し、苛立ちを抑えきれず、その場で暴力行為に至ったという事案である。

(委員)

進学そのものの不安も募る中で、「上手くいっていないのは去年のいじめのせいだ。」となったものだろうか。

(事務局)

三者面談の場で、双方の親もいる状態で、被害生徒の心の傷を知ることとなった。冬休みの出来事であり、休み明けの登校状況は確認しきれないが、むしろ、進路が絡んだ際の当該生徒の不安な心理状態に、学校が心を配るべきと捉えている。

(委員)

解消されているケースであっても、心情的には残るであろう。解消されたという状態をどのように捉えるかが難しい。

(委員)

当事者によって、解消の捉えが違うだけに、ずれが生じることは前提とは思いますが、無理に解消済と扱うと、くすぶり続けていることがあるのではないかと。他市の事例を聞いても、そのずれが逆に怖いと感じる。

(事務局)

行為そのものに幼さを感じる事案が多い。 解決については、行為が無いという事実以上に、心情面の解決が為されたかが重要と捉えている。

(事務局)

今、9歳の壁を迎えている小学校低中学年の年代は、コロナ禍に幼稚園、保育園時代を過ごしており、休園や自宅待機などによって、人間関係を上手く調整する能力が育たないまま、過ごしてきていることも背景として予想される。

(委員)

性的な事案については、警察も介入するなど、犯罪であるというメッセージを学校は発信しているのか。

(事務局)

事案にもよるが、複数が関係する場合であっても、加害及び被害児童生徒、保護者も含めて、犯罪に該当することを伝え、指導している。

(委員)

事が起きてからではなく、起こる前に全校児童生徒に対して指導することが重要ではないか。実施しているとは思いますが、児童生徒に浸透させるのは難しいのではないかと。

(事務局)

特に小学生は年代の広がりも幅広いため、発達の段階に合わせた指導

が欠かせない。教育委員会としても、性的な部分に関わる指導についての研修会を実施しているが、思うように参加者が増えない現状がある。決して教職員の意識が低いわけではないが、課題意識をより高めるとともに、法的な部分も含めて対応力を高められるよう、研修の在り方も検討していきたい。

(委員)

外部の専門家を学校に招き、児童生徒を対象に行う研修会もあるか。

(事務局)

学校が児童生徒を対象に行う研修会については、年に一度、情報モラル教育として、県警や企業の方を呼び、講話を行っている学校はある。情報モラル担当者会議の中では、各学級において週に1回の短学活の場で、情報モラル教育を繰り返し実施している事例が紹介された。これまでのように年1回の実施では、なかなか伝わらないこと、定期的・日常的な取組が必要だという認識を共有した。

(委員)

児童生徒のSNSの登録状況については把握しているものか。

(事務局)

インターネットに係る調査は実施しているが、非公開のものなどもあり、何にどれくらい登録しているのかなどは把握していない。インターネット利用の概要として、例えば動画の視聴に使う、検索に使うなど、概要のみの調査である。

(委員)

ものによっては年齢制限もあるはずだが。

(事務局)

年齢制限はあるのだが、保護者が自分のアカウントで利用させているケースも見られる。中には保護者が主導してティックトックを使わせている流れがある。

(委員)

本来、保護者が教育する部分であると思うが、危険性を含め、分かっているのだろうか。特に中学生については登録している子ども同士が繋がっていることは明らかである。

(委員)

自分で発信しないまでも、見る側として、多くの児童生徒が使っている前提で考えなくてはならない。中には危険な使用をしている子もいると思われる。使うことを止めると隠れて使うことにもなるであろう。法的な話も入ってくるため、単なるトラブルではなく人権の問題として対応する必要がある。

(委員)

法的な部分は確認しながら対応する必要があり、先生方が保護者に詰

め寄られることもあると聞く。全国的に様々な不祥事が報告される中で公教育に対する信頼性が下がっていることもあり、保護者が様々調べて法的に詰めてくるケースもあると聞く。クレーマーとなる保護者もいる中で、教職員を守るためにも、意識を高めていく必要があるのではないか。

(事務局)

教職員の不適切な指導など疑問に感じた際、生徒指導提要などを読み込んでくる保護者もいる。我々も意識を高めていかなければならない。

(事務局)

性的なものに関して、犯罪なのだという強いメッセージは出せていない、あるいは児童生徒に届くように伝えていない懸念はある。教育的配慮を理由に、学校が警察に相談することをためらう可能性もある。強いメッセージの必要性を、まずは教職員にどのように伝えるか、課題をいただいたと捉えている。

(事務局)

同様の傾向として、児童虐待に関する通告についても、保護者との関係性や児童生徒への影響を考え、ためらう場面が見受けられたため、昨年度末に教育委員会から通知を出した。虐待と思われる場合は、回数に限らず一回目で通告すべきであり、教育委員会の指示であることを保護者にも説明してもらっている。躊躇する学校の背中を押すこととなった。性的な内容に関しては、低年齢化していることや、陰湿化悪質化する傾向があることも含め、伝えていかねばならないと感じている。

(事務局)

SNSについては、皆が使用しているという認識であるが、警察などへの相談や対策について、学校は、事が起こってからの対応となっている。一方で保護者はすぐに法的な措置を視野に入れ、文書での回答や、カメラの設置等を求める傾向がある。

(委員)

SNSなど、外からアクセスできるアカウントがあることが危険である。匿名であればまだしも、中には自ら名前を挙げて投稿していることもあり、リスクを理解していない。先生方が知っているリスクや性的な危険性も含めSNSに関しては児童生徒に伝える機会を設けてほしい。

(委員)

保護者に関しても、情報化社会であるため、いくらでも調べられる。速い段階で教育委員会に相談するなどしないと対応が益々難しくなり、関係を回復できないケースが見られる。

(事務局)

教職員は、法的な部分に弱い。例えば子と別居している親が運動会などの行事に参加したいとなった場合、これまでであれば、同居している

親に相談してほしいと伝え対応してきた。今後、共同親権が関わってくると、同居していない保護者への対応や、両方の話を聞くことが学校に求められるのかなど、人権問題も関わるため、対応が複雑になる。我々の理解も追いつかず、教育と法律の部分で、その整合性が難しい。

(委員)

別居している保護者や共同親権に関する対応の話は非常に多様である。インターネットで調べることはできるが、ケースによってさまざま違っている。スクールロイヤーも含め、学校が相談できる体制づくりが大切であると思う。教育委員会は、相談できる先を紹介することが必要ではないか。

(委員)

学校においていじめの報告に差が大きいとの話があった。学校ごとのデータを把握、分析しているのか。今年度は学級担任からの報告が増えてきている。大変よい傾向である。何か新たな働き掛けがあったものか。

(事務局)

個別の学校の報告について、例えば管理職の交代などによる影響は見られないが、生徒指導担当者や学級担任の認知レベルによる差は感じている。また、今年度は、学級担任の目前で起こっているケースが多いように感じている。

(委員)

つまり児童生徒側の要因によって報告数が増えたということか。

(事務局)

非常に些細なものから随時報告してくれる学校もあれば、ある意味軽重を付け、重いと思われるもののみを報告してくる学校もあり、捉えの違いは感じている。報告の多い学校は、学級担任の意識も高い。新たな働き掛けというよりは、教職員の意識の変容の現れと捉えている。

(委員)

学年が上がるにつれて、見えないように分からないようにいじめ行為を行っているようにも見受けられるが、どのようにお考えか。

(事務局)

見えないように行っていることはあるかと思う。そのため、教職員の感度、意識を高めていくことが重要であると捉えている。

(委員)

発達障害や愛着障害が原因となると、学習規律を保ちにくい子どもの育ちも関係してくるのだろう。いじめに限らず、小・中学校の傾向を改めて整理すると見えてくるものはあるものか。

(事務局)

小学校は、発達障害や愛着障害、教師へ反発等に起因すると思われる授業妨害や暴力行為を繰り返す事案が増えている。中学校はSNS等を

介した学校、年齢を超えた不特定多数とのつながりから、市外との関わりも目立っている。ここ数年見られなかった喫煙も報告されている。深夜徘徊などもあったが、23時以降にコンビニに出掛け、警察官に声を掛けられたケースや、他市町村との関わりで認知されたケースもある。

(委員)

SNSにおける暴力行為等の動画の投稿・拡散が全国的に話題になる中、国から具体的な指示、対応策は示されているのか。

(事務局)

今時点では資料4にとどまっており、具体的な指示はない。

(委員)

資料4のみでは、具体性に欠ける。警察は、このような事態になる前の予防の面にどれくらい協力的なのか。様々なノウハウを含め、こういった恐いことが起こりますよということを子どもたちに話すなど、警察による講演会などの実施も効果があると思うのだが。

(委員)

相談に乗ってくれそうな気はするが、いかがなものか。

(事務局)

勿論相談に応じてくれるが、関わり方は事案によって異なる。事案発生直後ではなく、時間が経過し、複雑化してからの相談の場合、警察としても対応しかねるという返答となることもあった。

(委員)

様々な事案に詳しいことも重要ではあるが、子どもたちに分かりやすく伝えることが大切ではないか。まずは法的なことやリスク、人権も含めて伝えていかなければならない。

(委員)

学校の先生方は、親が法的手段に出る、人権問題である、裁判にすると行った瞬間に、守りに入らざるを得ないのではないか。

(委員)

県のいじめ防止の会議においても、法務省の人権擁護委員の方や警察の方も参加していて、それぞれの方向で取り組んでいることは分かる。今後は、研修としてパッケージ化するなど、先生方に示すことも考えなければ、ますます大変な事態になるのではないかと危惧している。

(委員)

先生方は、法的な部分について弱さもあり、関心があると思われる。まずは管理職研修などで扱う必要があるのではないか。

(事務局)

今年、警察が関わったいじめ以外の案件では、学校が警察から、「学校側ではどのような指導をしたのですか」と問われることがあり、学校の教育としての指導の部分と、警察の行う指導の部分とで、擦り合わせ

の必要性を感じた。これまでも連携してきているが、内容の質が変化してきているため、お互いの役割分担等も整理していかなければ対応しきれないと感じている。

(事務局)

SNSのトラブルがあった際の警察との連携などに関するフローチャートは総務省から示されているが、その内容を警察の方が理解されているのか分からない面もある。

(委員)

最近話題になっている暴力行為等の動画について、見過ごされている可能性からすると、実際、現場でもありそうな状況なのか。

(事務局)

弘前の場合は、あそこまでのものは考えにくいですが、100%無いと断言できるだけの自信もない。

(委員)

あそこまでの状況は弘前市ではないということなのだろう。

(事務局)

ただし、暴力行為について何回も指導している事例もあり、何かの拍子にその行為を録画し、SNSにあげてしまえば、弘前でもないとは言えない。動画に撮っていないまでも、暴力行為が無いわけではないことから、可能性はなくはないと捉えている。

(委員)

昔から、暴力行為や性的な問題はあり、そこから少年事件に発展することはあったが、今、違っているのはその行為が動画になり、SNSが絡み、証拠として残ることに加えて、拡散によって傷付く子がいる。どこにでも起こり得るが、話が違ってきていると感じる。感情のコントロールがきかない人もいることからして、暴力行為や性的な問題については、まとめてでもいいので、予防していかなければならない。

(委員)

いじめられる苦しさからOD市販薬を飲み、緊急搬送されてくる子どもたちが増えている。いじめに関しては、先生にも家族にも言っていない、表に出てこない状況下で、「苦しい」と言って薬を利用し、何回も繰り返すケースが、小・中学生に増えてきている。市販薬も、薬局ではなくネットで気軽に手に入る。致死に至る量が簡単に手に入ってしまう。子どもたちがそういう状況にあることも理解していただき、先生方には、苦しそうでぼうっとしているが、薬を飲んでいないかという視点ももって子どもたちを見守ってほしい。

(委員)

徘徊の事案は、この辺りではコンビニなどになるのか。市内では、徘徊できる場所も限られているように感じるが。

(事務局)

コンビニのほかには、たまり場になるような公園もある。

(委員)

駅前の公園などに集まるという話は聞く。周辺市町村からも集まりやすいのかと思う。少年事件などを見ると、どういう子がどこにいるのか、近隣市町村についても分かっているようだ

(委員)

夜間徘徊については、警察が定期的に見回っているものなのか。

(事務局)

子どもたちだけを対象にしたパトロールを実施しているわけではないと思われる。イベントなどのときには、少年警察ボランティアなどの方たちが回っている。日常的なパトロールの中で、子どもたちも見ているという現状である。

(事務局)

先日、二十歳の祭典に、スタッフの一人として関わった。以前は、警察から、「その年の成人が中学生だったとき、元気のいい学年であったか」という問い合わせを受けていた。それによって警察の配置を検討していた時代があったかと思う。近年は配置されていないし先日も見掛けることは無かった。昔に比べると静かになってきているのだろう。

(委員)

街中を見回るNPO団体などは弘前市にはないものか。

(事務局)

聞いたことはない。

(委員)

夜更かしをしても外に出歩くのではなく、家にいて、SNSなどの空間でつながっているのだろう。

(事務局)

最近、コンビニでの補導事案の報告は、まさしく家でゲームをやっていて、課金しようとコンビニに出掛け、補導された件であった。

(委員)

ゲーム上の空間でコミュニケーションをとっている。やはりSNSなどの中で起きていて、そこで滞っているのだろう。

(委員)

やはり健全ではないと思われる。

(議長)

他にご意見はあるか。

他の意見等がないようなので、これで本日の協議会を終了する。